

新年度予算など29議案を審議可決 平成6年第2回市議会定例会

平成六年第二回日光市議会定例会が、三月一日から十八日までの会期で開かれました。主な内容は、平成六年度一般会計・特別会計予算をはじめ、固定資産評価審査委員の選任、重度心身障害者介護手当支給条例、在宅寝たきり老人および痴呆性老人介護手当支給条例の一部改正、平成五年度一般会計ほか五つの特別会計の補正予算など二十九議案を審議しいずれも原案どおり可決しました。

人事

助役

三月三十一日付で退職した宮沢茂氏の後任として、山本寛氏の選任について議会の同意を得ました。

山本寛氏

昭和十七年二月二十日生まれ、五十二歳。現住所、宇都宮市宝木町二丁目八九四・九。昭和三十五年栃木県庁勤務。

昭和五十九年林務観光部林政課副主幹、昭和六十二年総務部地方課長補佐、平成三年農務部農政課総務主幹、平成五年企画部広報課長などを歴任。



◆固定資産評価審査委員会委員の選任

任期満了となった固定資産評価審査委員の寺村傳次郎氏の後任に、笹本佰介氏が選任されました。

笹本佰介氏は、昭和四年六月十四日生まれ、六十四歳。住所 安川町九の一

条例

違法駐車等の防止に関する条例の制定

住民の安全で快適な生活環境を維持するため、違法駐車などの防止について必要な事項を定めました。

重度心身障害者介護手当支給条例の一部改正

重度心身障害者およびその介護者の福祉の増進を図るため、介護手当の額を、五千円から七千円に引き上げるとともに、受給対象者の範囲を拡大するための改正です。

◆在宅寝たきり老人および痴呆性老人介護手当支給条例の一部改正

痴呆性老人介護手当支給条例の一部改正
在宅の寝たきり老人などの介護者の福祉の増進を図るため、介護手当の額を五千円から七千円に引き上げました。

◆下水道条例の一部改正
◆水洗便所改造資金貸付条例の一部改正
（詳細は四ページ）

都市公園条例の一部改正

所野運動公園の管理事務所の設置に伴い、公園の健全な発達と利用の適正を図るため有料施設の使用料などの改正をしました。

このほか、宮小来川集会所設置条例など五件の条例案が、審議可決されました。

陳情

法務局の大幅増員に関する陳情（採択） 国道一二〇号線（第二いろは坂）のバス専用レーンへのタクシー乗り入れに関する陳情（採択）など五件の陳情が出されました。



美術館準備班 だより ⑩

作品紹介（四）

小杉放菴 「山寺有酒」
紙本・彩色

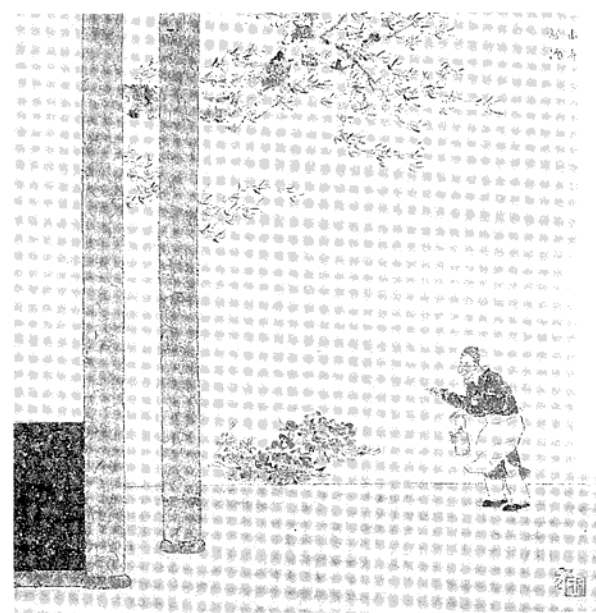
酒が入っているのだから、やかんのような容器を持った人物が、いかにも中国風の建物の中を歩いている情景を描いた、絵柄としても主題としても、少々めずらしい作品ですが、同じ主題の作品が、一九四七年（昭和二十二年）の第二回春陽会に出品された「曾遊江南画冊」に含まれており、この作品もほぼ同時期に制作されたものと考えられます。

日光市所蔵の「山寺有酒」と、出光美術館所蔵の「曾遊江南画冊」に収められた「山寺有酒」を比べると、酒を持った人物の仕草や歩いている

作されたものだと考えられます。広辞苑によると「曾遊」とは「かつて訪れたことのあること」という意味で、「江南」は中国・揚子江以南の地域を指すことから「曾遊江南画冊」は、放菴が戦前に幾度も訪れたことのある中国の思い出を描いたものだと理解されます。この「山寺有酒」に描かれた光景も、その思い出の一コマとして放菴のなかにずっと記憶されていたのでしよう。

向きなどが異なりますが、両者に共通の構図上の特徴としては、画面左手四分の一のところに描かれた二本の柱があります。

このような画面の端に描かれた二本の太い垂直の柱は、足立美術館所蔵の「酔李白」や出光美術館所蔵の「寒山拾得」などにもみられるように、敗戦後の昭和二十年代に放菴が好んで描いていたもので、淡い色彩と墨の線だけの簡潔な画面の中で重要なアクセントとなり、また、その前後の位置的なずれは微妙な遠近感をつくり出す役割を果たしています。



画面真ん中の牡丹の花と、その上方に張りだした木の枝とともに、放菴ならではの絶妙な画面空間を構成しているこの二本の柱ですが、しかし、このような構図の作品は、とくに他の日本画家たちのあいだには、全くといっていいほど見ることができません。このような構図は見方によってはかなりモダンな発想であり、もしかすると、敗戦後の日本に一気に流入していた海外の新しい美術思潮に影響を受けた作品なのかもしれません。